

鶴岡市社会福祉基金運用益金活用助成金交付要綱

平成17年10月 1 日

告示第46号

改正 平成21年3月31日告示第131号

改正 平成28年3月31日告示第147号

(目的及び交付)

第1条 市長は、地域福祉活動の推進を図るため、鶴岡市基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成17年鶴岡市条例第74号）により設置された社会福祉基金の運用から生ずる益金を活用し、社会福祉に関する事業を行う団体又は個人に対して、鶴岡市補助金等に関する規則（平成17年鶴岡市規則第56号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内で助成金を交付する。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者は、次のとおりとする。

- (1) 小学校区ごとに設置された社会福祉を目的とする協議会等
- (2) 小学校区ごとに設置された住民自治組織
- (3) 前2号に掲げるもののほか、社会福祉に関する事業を行う団体及び個人で、市長が適当と認めるもの

(助成対象事業及び助成金の額)

第3条 助成金の交付の対象となる事業は、別表のとおりとし、助成金の額は、同表に掲げる対象経費の合計額の4分の3（市長が特に必要と認める事業については、市長が別に定める割合）以内の額とする。

(助成期間)

第4条 同一団体及び個人が行う同一事業に対する助成は、原則として1回を限りとする。ただし、特に継続して行う必要があると認める事業は、この限りでない。

(補助金等交付申請書)

第5条 規則第3条に規定する補助金等交付申請書の提出期限は、毎年度6月30日までとする。ただし、緊急に助成を必要とする場合は、この限りでない。

(軽微な変更)

第6条 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、補助対象経費の合計額の10分の2以内の増減とする。

(実績報告書)

第7条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書の提出期限は、事業完了後30日を経過する日又は交付決定に係る年度の翌年度の4月30日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、同条に規定するもののほか、当該事業の実績を証する書類とする。

(その他)

第8条 この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の鶴岡市社会福祉基金運用益金活用事業助成金交付要綱（平成13年4月1日鶴岡市施行）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成21年3月31日告示第131号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

対 象 事 業		対象経費
1 地域福祉及び在宅福祉の推進を目的とする事業	(1) 地域福祉促進事業 ア 高齢者の健康づくり及び生きがい対策事業 イ 子育て支援、児童健全育成事業 ウ 世代間、地域間交流事業 エ 小地域福祉活動促進事業 オ 虐待防止促進事業 カ 障害児者等の社会参加促進事業 (2) 在宅要援護者等を対象とする事業 ア 障害児者、高齢者、ひとり親家庭等の生きがいと自立促進事業 イ 介護支援等各種サービス促進事業	謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、賃借料、その他必要と認められる経費
2 福祉に関する調査及び研究を目的とする事業	福祉に関する調査及び研究事業	謝金、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、その他必要と認められる経費
3 福祉関係者の研修を目的とする事業	(1) 福祉施設及び福祉団体が行う研修、講習及び講座開催事業 (2) 福祉施設及び福祉団体の職員等の研修派遣事業	謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、賃借料、負担金、その他必要と認められる経費
4 ボランティア活動の活発化を目的とする事業	(1) ボランティア活動の立ち上げ又は拡充若しくは強化の際の基盤整備事業 (2) 啓発、養成その他ボランティア活動の活発化に資する事業	謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、賃借料、備品購入費、その他必要と認められる経費
5 福祉意識の高揚及び啓発を目的とする事業	(1) ノーマライゼーションを高揚及び啓発する事業 (2) 心のバリアフリーを醸成する事業 (3) 福祉教育を推進する事業	謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、賃借料、その他必要と認められる経費
6 その他社会福祉の向上を図るため必要と認める事業		市長が必要と認める経費